

## 運転免許

### ○自動車運転するには

自動車を運転するには、運転免許が必要です。自動車教習所などで教習を受けて、運転免許を取得してください。自国の有効な運転免許証を持っている人は、審査に合格すれば、日本の運転免許証へ切替えることができます。

### ○国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいて発給された国際運転免許証に限り、日本でも有効です。有効期間内で、日本に上陸した日から1年間有効ですが、入国後1年以内に国際免許証の有効期限が切れた場合は、その日までとなります。

注意：日本国内に住民票のある日本人や外国人が、日本から出国して再び入国した場合は、出国から入国までの期間が3ヶ月以上なければ日本に上陸したとは認められず、運転できません。

### ○外国運転免許証

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、スロベニア、モナコおよび台湾発行の運転免許証については、日本語の翻訳文を併せて持っている場合だけ、日本に上陸した日から1年間、運転することができます。

\*翻訳文は、外国運転免許証を発給した国の領事機関、および日本自動車連盟（JAF）のものに限られています

注意：日本国内に住民票のある日本人や外国人が、日本から出国して再び入国した場合は、出国から入国までの期間が3ヶ月以上なければ日本に上陸したとは認められず、運転できません。

### ○日本の免許への切替

外国運転免許証は、日本の運転免許証への切り替えの申請が可能です。兵庫県内では明石市内にある自動車運転免許試験場で行っています。ただし、取得した外国運転免許が有効であること（期限の切れた免許は切り替えできません）、外国の免許を取得してから、通算して3ヶ月以上その国に滞在していたことが証明できることが必要です。

※外国運転免許の切替について

JAFのホームページ <http://www.jaf.or.jp/inter/translation/index.htm>

#### (1) 必要書類

提出書類及び詳細については、運転免許試験場にお尋ねください。

#### (2) 一般的な申請から切替までの流れ

①切替申請 ②質問・書類審査③適性試験 ④知識の確認 ⑤運転技能の確認

注意：⑤運転技能の確認は、①～④を合格した後、指定された日に実施します。

### ○運転免許の有効期限

新しく取得した日本の免許証の有効期限は、取得後3回目の自分の誕生日の1ヵ月後までとなります。

その後は、3年または5年ごとの更新になります。有効期限を過ぎると免許は失効します。

忘れずに更新の手続きをしましょう。

## ○住所が変わったときは

住所が変わったときは、運転免許証に記載された住所を変更する手続きが必要です。運転免許証と、新しい住所を証明するもの（住民票など）を持って、住所地の警察署又は運転免許更新センターで手続きをしてください。

## ○運転免許の停止や取り消し

日本では、違反や事故を起こしたドライバーに対して、今後の安全運転を促すため、点数制度を用いています。点数制度とは、交通事故のほか、信号無視や、速度超過、携帯電話の使用等を犯す度に点数を付加し、合計点数が一定の基準に達した時、免許の停止や取り消し等の処分を科すものです。なかでも、飲酒運転やひき逃げ、薬物の影響による危険な運転をした場合などの処分は厳しく、一度犯すだけで免許が取り消される場合があります。交通事故を起こして人を死傷させれば、交通刑務所へ収監される場合もあります。

問い合わせ先 兵庫県警察本部交通部運転免許課 078-912-1628

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。